

みやこ町教育委員会 障害者活躍推進計画

機関名	みやこ町教育委員会
任命権者	教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
みやこ町教育委員会における障害者雇用に関する課題	みやこ町教育委員会においては、これまで障害者に限定した募集・採用等を行っていない。しかし、職員が中途障害者となり在籍することもあることから、障害者の希望や能力を活かした就労支援を推進するため、組織的な体制整備を進める必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指す。
② 定着に関する目標	職場内の作業や移動の負担軽減、体調の配慮等を行い、不本意な離職者を極力生じさせないよう努める。 ※任免時期に合わせ、障害者のある職員の定着状況を把握・管理する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として学校教育課長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者である職員に対して定期的に面談を実施し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。</li> <li>○措置を講じるにあっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> </ul> </li> </ul>
4. その他	○国等による障害者就労施設からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者が活躍する事ができる場の拡大を推進する。